

○盛岡・紫波地区環境施設組合物品管理規則

平成19年 3 月28日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合の物品の取得、共用及び処分並びに出納及び保管その他物品の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(物品管理等)

第 2 条 物品管理等については、矢巾町物品管理規則（平成19年矢巾町規則第21号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。